

運航乗務員が乗務中に操縦席から写真撮影し SNS(ツイッター)へ 投稿していた件について

2021年1月22日

スカイマーク株式会社(以下、「当社」という)は、当社の運航乗務員が下記の通り航空法に違反する事案を発生させ、これに関し国土交通省航空局から嚴重注意を受けましたのでご報告します。

記

1. 撮影日時: 2020年12月21日(月)17:30ごろ
2. 便名: SKY521便(羽田17:05発-那覇20:05着)
乗客65名 乗員6名(運航乗務員2名/客室乗務員4名)計71名
3. 投稿日: 2020年12月22日(火)
4. 当該運航乗務員について
性別: 男性 年齢: 24歳
5. 事案の概要: 当該副操縦士はSKY521便の羽田空港離陸後、自身のスマートフォンを用いて操縦室前方の景色を撮影した。この行為は航空法第71条の2に定める操縦者の見張り義務に違反する。また、当該副操縦士は撮影した写真を自身のツイッターアカウントに投稿していた。
6. 社内処分: 乗務停止処分及び懲戒処分(降職)
なお、同乗した機長に対しても、本事案が発生したことについて乗務停止処分及び懲戒処分(けん責)を行った。

お客様をはじめ多くの皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを、心より深くお詫び申し上げます。

弊社は、本事案に関する嚴重注意を重く受け止め、再発防止に向けて定めた措置を確実に実行し、信頼回復に努めてまいります。

以上